

(目的)

第1条 この規程は、学外の理事及び監事（以下「学外役員」という。）並びに学外評議員に対する報酬に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(範囲)

第2条 この規程で役員とは、私立学校法第35条第1項に規定する役員及び評議員の内、学外役員及び学外評議員とする。

(役員の報酬額)

第3条 学外役員の報酬は、月額50,000円とする。ただし、理事会以外の会議等に出席した場合は、その都度10,000円を支給する。

- 2 新たに就任した学外理事・監事の報酬は、就任した月から支給する。
- 3 退任又は辞任した学外理事・監事の報酬は、当該月をもって終了する。
- 4 学外役員の報酬の支払い方法は、教職員給与の支払い方法に準じて行う。

第3条の2 学外評議員には、評議員会出席者に対し、その都度20,000円を支給する。ただし、議員会以外の会議に出席した場合は、その都度5,000円を支給する。

(支払の前提)

第4条 学外役員の月額報酬の支払いは、学園の消費収支が実質的に過度の支出超過でないことを前提とする。

- 2 支給の可否については、常任理事会で決定する。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会が行う。

附 則 この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成22年4月1日から施行する。